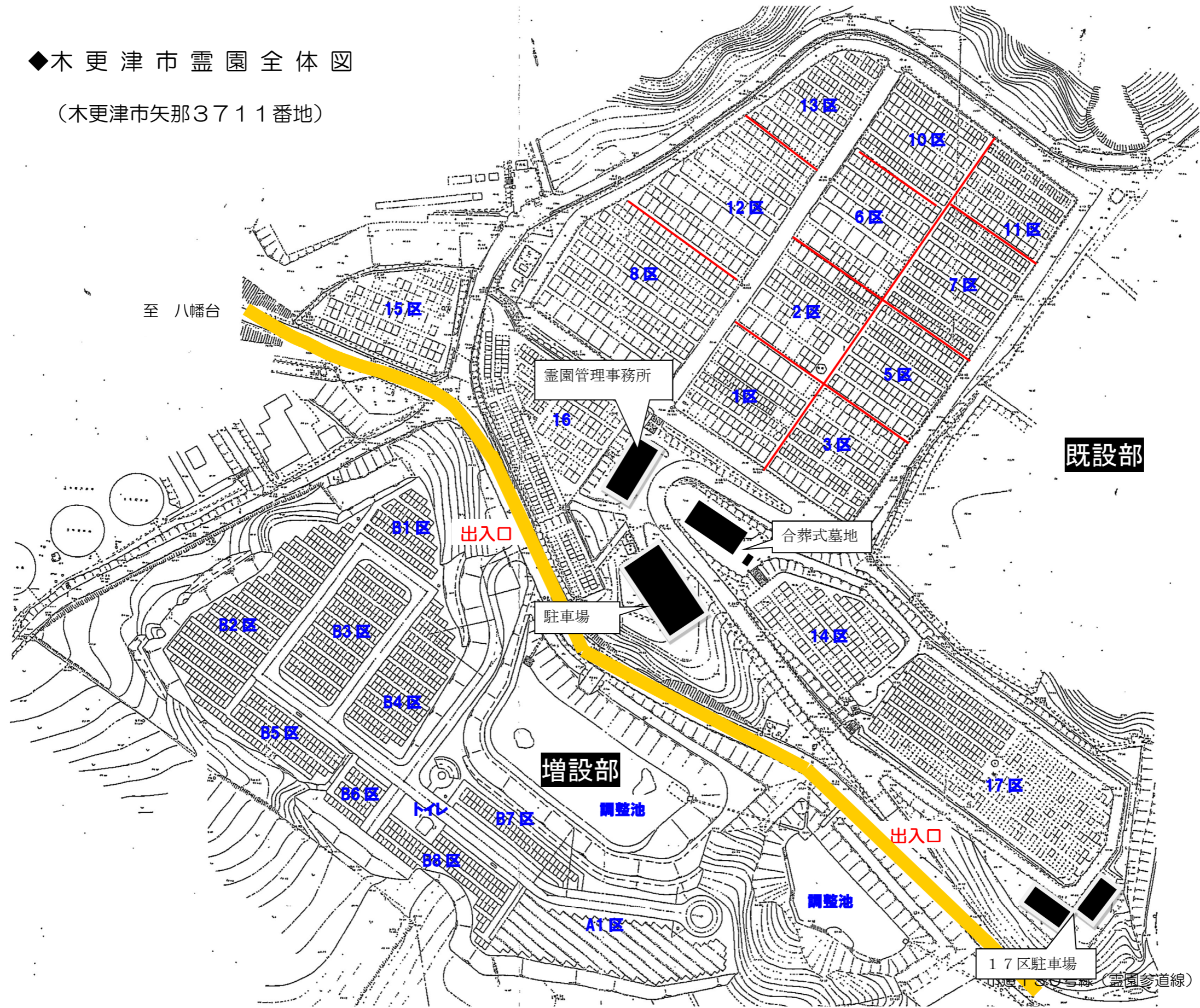


◆木更津市霊園全体図

(木更津市矢那3711番地)



「木更津市霊園内施設箇所図」

参考資料 2



施設名称	図面表示	数量
合葬式墓地	□	1
トイレ	□	1
管理事務所	□	1
倉庫	□	1
駐車場	□	2
水汲み場 (桶・柄杓置あり)	■	20
水汲み場 (桶・柄杓置なし)	●	2
線香火付場	●	39
東屋	■	3
ベンチ	■	20
喫煙場	●	6
古塔婆置場	■	2
ゴミ置場	●	52
屋外照明	●	1
門扉	■	5

木更津市霊園のご案内

令和8年4月



【開園時間】

3月～10月	午前 8時 30分～午後 6時
春分の日(秋分の日)とその前後3日間	午前 7時 ～午後 6時
8月1日～8月16日	午前 6時 ～午後 7時
11月～2月	午前 8時 30分～午後 4時 30分

※合葬式墓地の埋蔵・引取は、午前 9時～午後 4時です (12/29～1/3を除く)

木更津市霊園 管理事務所：0438(52)0983

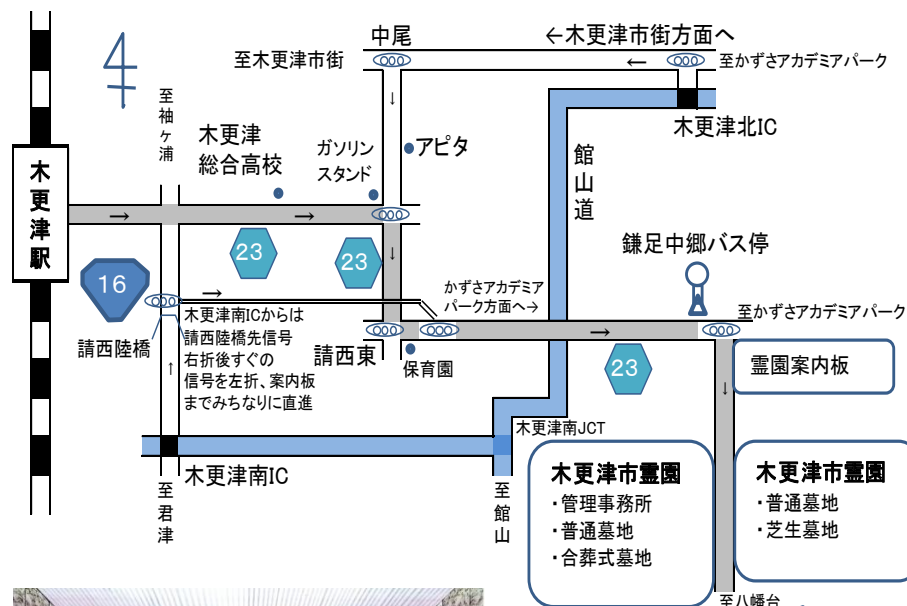
【交通】

所在地:木更津市矢那3711

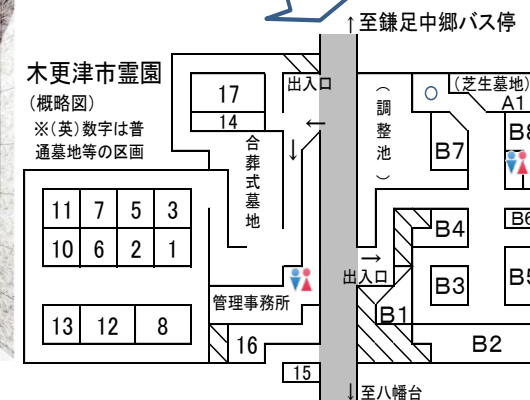
バス:JR木更津駅東口5番)乗り場発 ～ 鎌足中郷下車 徒歩20分
(かずさアーケ・高倉観音下、草敷方面行)

タクシー:JR木更津駅東口から約20分

自家用車 ; 駐車場、園内路上に駐車可



合葬式墓地礼拝所



合葬式墓地

(1) 1つの施設に共同で焼骨を埋蔵する永代供養墓です。

(2) 承継や墓碑等の建立は必要ありません。

(3) 管理手数料はかかりません。

1. 合葬式墓地の施設

- ・ 礼拝所(お墓参り、献花、焼香)
- ・ 納骨室(1体用と2体用の納骨壇:使用許可から20年後まで、焼骨が埋蔵されます。)
- ・ 合葬室(使用許可から20年を過ぎた後、焼骨はこちらに埋蔵されます。)
- ・ 記名板(埋蔵届出者に交付するプレートに刻字後、管理事務所に提出することで、記名板に掲示できます。刻字できる事項は、氏名、生年月日、死亡年月日です。)

2. 埋蔵について

(1) 埋蔵できる焼骨(申請者との関係)

- 1) 3親等以内の血族
- 2) 配偶者
- 3) 2親等以内の姻族

(2) 埋蔵できる焼骨の容器(骨壺)の大きさ

幅×奥行×高さが、22cm×22cm×27cm以下

3. 合葬式墓地の使用許可申請

(1) 以下の申請事項を決めて下さい。

(使用許可後は変更できません)

- ・ 納骨壇の種類(1体用または2体用)
- ・ 埋蔵される者:申請する合葬式墓地への埋蔵予定者(焼骨)のこと
- ・ 記名板の使用の有無

(2) 許可申請に必要なもの

- ・ 合葬式墓地使用許可申請書および添付書類
- ・ 合葬式墓地使用料の納付

※添付書類

(1) 本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者が焼骨を所持している者が申込者の場合

- 1) 合葬式墓地使用許可申請書
- 2) 添付書類

① 申込者の住民票

② 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し

③ 申込者と焼骨の関係を証する書類(戸籍謄本等)

(2) 生前に本市に2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を所持している者が申込者の場合

1) 合葬式墓地使用許可申請書

2) 添付書類

① 埋蔵する焼骨に係る死亡者の住民票の除票の写し等の生前の住所が確認できる書類

② 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し

③ 申込者と焼骨の関係を証する書類(戸籍謄本等)

(3) 一般墓地の使用権承継を承継した者で一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持している者

1) 合葬式墓地使用許可申請書

2) 添付書類 別途お問合せください。

<合葬式墓地使用料>

	1体用納骨壇	2体用納骨壇
記名板あり	90,000円	180,000円
記名板なし	80,000円	160,000円

※ 別に記名板に掲示するプレートの刻字費用が1万~1万5千円程度掛かります。

※ 使用許可申請時に、生活保護法による生活扶助の受給を証する書類を合葬式墓地使用料減額申請書に添えて提出することで、使用料の10%の減額を申請できます。

4. 合葬式墓地利用上の注意

- ・ 納骨壇への焼骨埋蔵時を除き、納骨室には入室できません。
- ・ 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間は、使用者が納骨壇を返還することで引取可能です。
- ・ 使用許可後20年を過ぎ、合葬室に埋蔵された焼骨は、返還できません。

一般墓地(普通墓地、芝生墓地)

- ・ 使用者が墓碑を建立し、焼骨を埋蔵する

永代供養墓です。

- ・ 将来にわたり承継して利用できます。

1. 普通墓地(3㎡~48㎡):使用する区画の周囲に、囲い(囲障)の設置が必要です。

2. 芝生墓地(3㎡):墓碑、台石、拝石、香立て、花立てのみを設置できます。

3. 一般墓地の使用許可申請

許可申請に必要なもの

- ・ 一般墓地使用許可申請書および添付書類
- ・ 一般墓地使用料の納付 他に、管理手数料(毎年1㎡あたり800円)の納付が必要です。

※添付書類

1) 申請者の住民票(写)

2) 火葬許可証(写)、または改葬許可証(写)(焼骨を所持している場合)

3) その他市長が必要と認める書類

<一般墓地使用料>

普通墓地	130,000円/1㎡ (39万円~)
芝生墓地	145,000円/1㎡ (43万5千円)

◎使用者の募集(一般墓地、合葬式墓地)

- ・ 使用者の募集は、本市に引き続き2年以上住所を有し、本市の住民基本台帳に記録されている方を対象に、公募等で行います。

※ 焼骨所持者については随時募集を行っています(ただし、芝生墓地を除く)。

- ・ 合葬式墓地の使用許可は一般墓地の使用許可を持たない方が対象です。

- ・ 公募等の内容は、市の広報およびホームページで公表します。

- ・ 本書に記載の他、募集時に必要な条件を定める場合があります。

◎使用許可の申請ほか詳細のお問合せ先

木更津市役所 環境部 生活環境課
〒292-0838 潮浜3-1 クリーンセンター内
電話:0438(36)1432 Fax:0438(36)5374

木更津市霊園の使用を希望される方へ (ご案内)

1 墓地の種類・大きさ・永代使用料・管理手数料

墓地の種類	大きさ	永代使用料	年間管理手数料
普通墓地	1.5平方メートル	195,000円	1,200円
	2平方メートル	260,000円	1,600円
	3平方メートル	390,000円	2,400円
	6平方メートル	780,000円	4,800円
	12平方メートル	1,560,000円	9,600円
芝生墓地	3平方メートル	435,000円	2,400円

(1) 芝生墓地について

- ① 普通墓地のように境界がありません。
- ② 埋蔵は、付帯の納骨施設（カロート）を使用します。
- ③ 墓碑、香立て及び花立ての建立となります。これ以外は設置できません。

(2) 永代使用料について

- ① 永代使用料は、市が指定する期日までに一括で納入していただきます。この納入が確認できてから、墓地使用許可証をお渡しします。

(3) 管理手数料について

- ① 墓地使用許可を受けた場合は、許可日の属する月から月割り計算による管理手数料を納めていただきます。
- ② その後は、毎年4月に1年分の管理手数料の納付通知書を郵送しますので、銀行や郵便局などで納めていただきます。

(4) 普通墓地の大きさについて

- ① 普通墓地は、上記以外にも8㎡、24㎡などの区画があります。これらの永代使用料も、1㎡当たり130,000円です。また、年間の管理手数料は、1㎡当たり800円です。

(5) 墓地の管理について

- ① 墓地内の草刈り、掃除は使用者自身でお願いします。
(通路の草刈りや園内の植栽の剪定は、市で行います。)
- ② お墓参りの際のお供え物は、カラスに食い荒らされることが多いので、お帰りの際には必ずお持ち帰りください。

2 墓地使用許可の対象となる方

次の(1)・(2)の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) お骨を有する方（埋蔵・収蔵済のお骨を含む）
- (2) 木更津市に2年以上住所を有する方

なお、既に市霊園の墓地を有する方は、申請できません。また、墓地使用許可申請は、一世帯一件の申請となっています。

3 墓地使用許可申請に必要な書類等

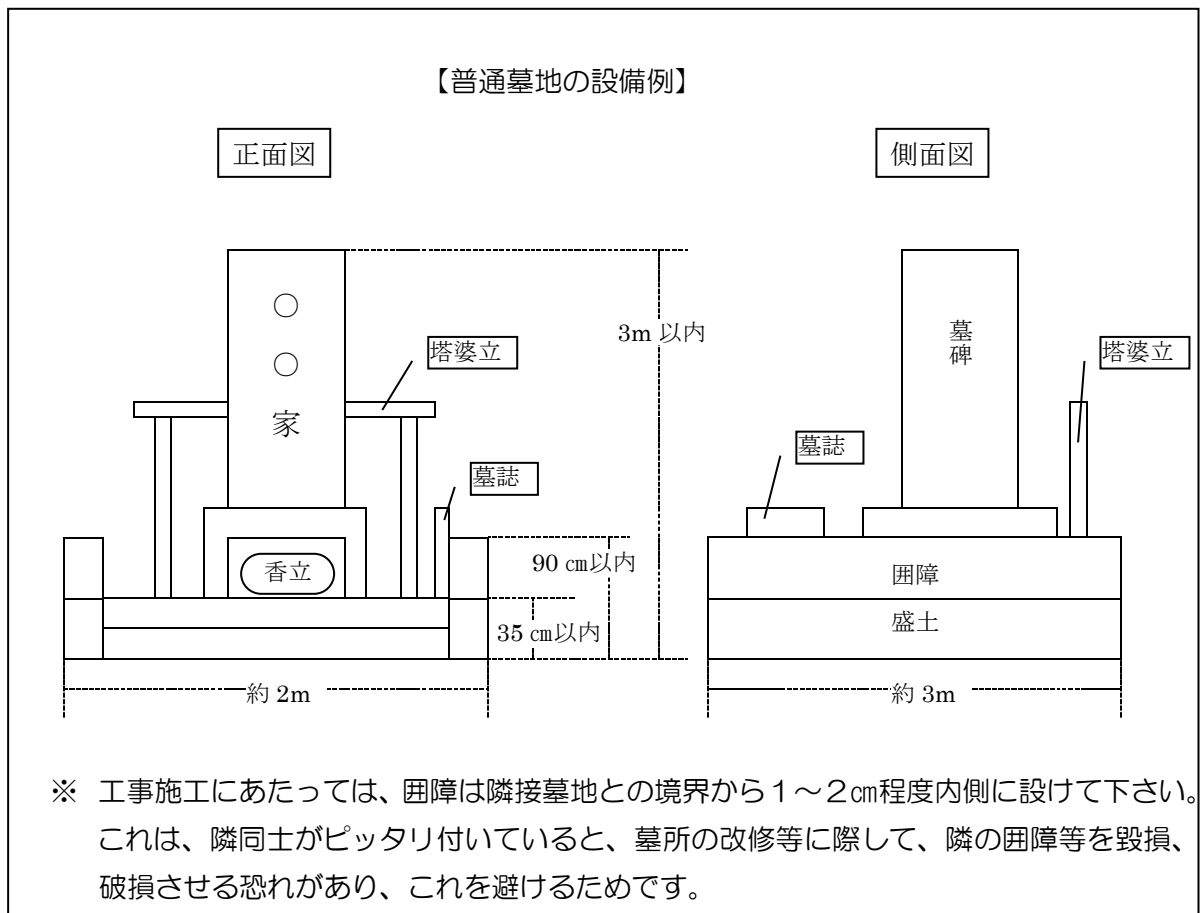
- (1) 申請をされる方の住民票（続柄及び本籍の記載のあるもの）
- (2) 現在抱えているご遺骨の死体(死胎)火葬許可証の写し
(火葬終了後に渡された書類で、埋葬許可証となるもの)
- (3) 申請をされる方と死亡された方との続柄のわかる戸籍の書類
- (4) 申請をされる方の印鑑（認印）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

4 墓地の設備基準

墓地を使用する（墓石の設置等を行う）場合の設備基準は、次のとおりです。

(1) 普通墓地の設備基準

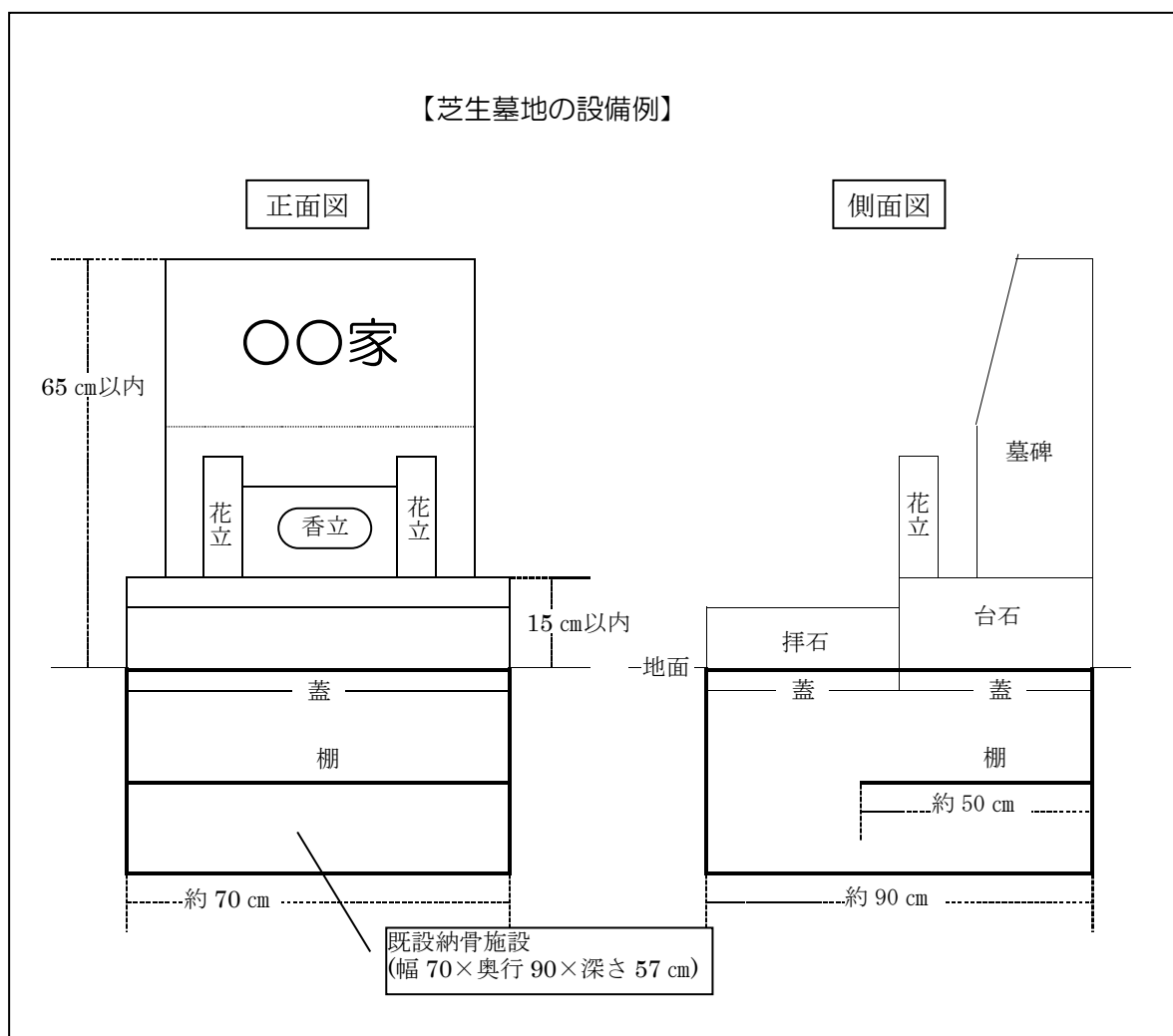
- ① 使用者は、使用場所の区画を明らかにするため、囲障を設けてください。
- ② 使用者は、使用場所に墓碑（墓石）その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によってください。
 - ア. 墓碑（墓石）及びこれに類する設備の高さは、3m以内とする。
 - イ. 盛土の高さは、35 cm以内とする。
 - ウ. 囲障の高さは、90 cm以内とし、周囲の土留工事等は、石又はコンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。
 - エ. 樹木の高さは、3m以内とし、他人の墓地又は通路に枝が出ないものとする。
 - オ. ア～エに規定する高さは、地盤面から設備の最高部までとする。



(2) 芝生墓地の設備基準

使用者は、使用場所に墓碑（墓石）その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によってください。

- ア. 墓碑（墓石）の形状は、角形を標準とする。
- イ. 納骨施設（カロート及びカロートのふたを含む。）の現状を変更してはならない。
- ウ. 台石の上に付設する墓碑（墓石）は1基とし、その高さは65cm以内とする。
- エ. 台石及び拝石の大きさは納骨施設の範囲とし、その高さは15cm以内とする。
- オ. 香立て及び花立ては1基又は1対とし、台石又は拝石の上に置かなければならない。
- カ. 墓碑（墓石）、香立て及び花立て以外の設置は、一切してはならない。
- キ. ア～カに規定する高さは、納骨施設の表面から設備の最高部までとする

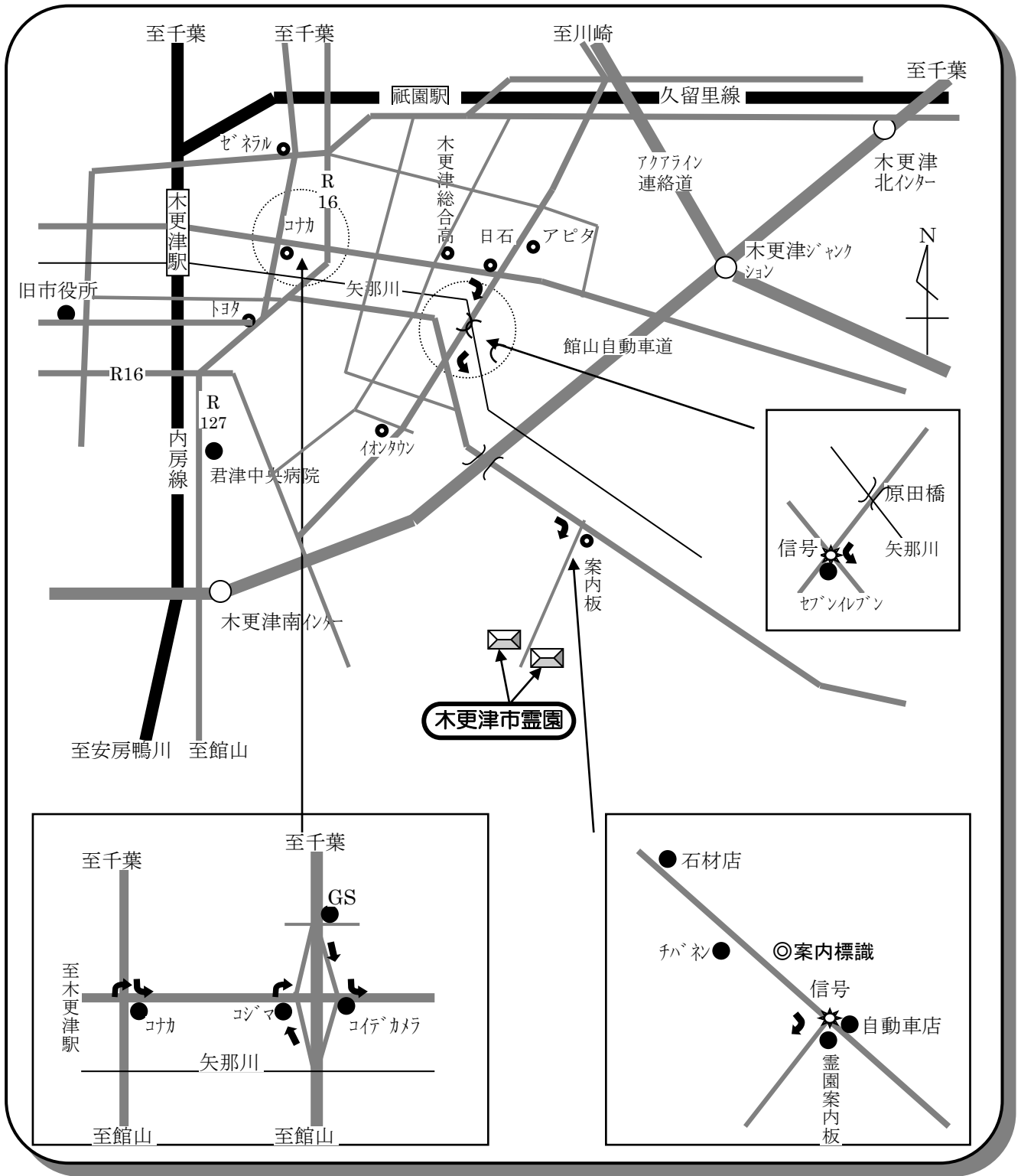


問い合わせ先

木更津市役所 環境部生活環境課

TEL 0438-36-1432

木更津市霊園案内図



所在地：木更津市矢那 3711 番地 問い合わせ先：木更津市役所環境部生活環境課
0438-36-1432 生活衛生係直通

交通：木更津駅から約 10km 車で約 20 分
館山自動車道利用の場合＝木更津南インター下車し国道 127 号線を千葉方面⇒君津中央病院を過ぎたら高架道路に乗らず、側道(左)に入る⇒トヨタ自動車先の信号(カプリスタント前)を左斜めに進行し、紳士服のコナカ前信号を右折⇒県道《木更津・末吉線》
国道 16 号線利用の場合＝千葉方面からは、GS 先で側道(左)に入り、コイデカメラ前信号を左折。
 館山方面からは、館山自動車道利用の場合を参照。

木更津市霊園合葬式墓地【随時申込案内】

【合葬式墓地とは】

- ◎平成27年4月1日に供用を開始した木更津市霊園合葬式墓地は、ひとつの施設に共同で焼骨を埋蔵する永代供養墓です。
- ◎近年、少子高齢化や核家族化に伴い墓地の承継や管理が困難となる方が増加しています。墓地使用者が承継をし、永代使用することを前提とした一般墓地に対して、合葬式墓地は承継を伴わず、管理手数料もかからないため、近年のニーズに対応した墓地です。また、承継者のいない方のほか経済的に不安のある方も利用しやすい墓地です。
- ◎納骨室には1体用と2体用の納骨壇があります。使用許可後20年間は納骨壇に焼骨を埋蔵し、その後地下の合葬室に移され他の焼骨と共に永年埋蔵されます。



合葬式墓地（全景）



礼拝所



納骨室（埋蔵時のみ入室できます。）



記名板

随時申込の要件等について

【随時申込の要件について】

◎以下の全ての条件に該当する方は随時申込を受け付けしています。

- (1) 申込者が以下のどちらかに該当する方
 - 1) 本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で焼骨を所持している者
 - 2) 生前に本市に2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を所持している者
 - 3) 一般墓地の使用権を承継した者で一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持している者
- (2) 埋蔵されていない焼骨及び死体（胎）火葬許可証がお手元であり、その焼骨のみの埋蔵を目的とする方
※（1）の3）の方のみ墓地に埋蔵されていた焼骨の埋蔵目的も可。
- (3) 申込者とその焼骨との関係が以下に当てはまる方
 - 1) 配偶者
 - 2) 3親等以内の血族（養父、養母又は養子を含む）
 - 3) 2親等以内の姻族 ※血族や姻族についての解説は4ページをご覧ください。

【使用料について】

納骨壇	記名板あり	記名板なし
1体用	90,000円	80,000円
2体用	180,000円	160,000円

- (1) 埋蔵される焼骨分の使用料がかかります。
- (2) 記名板に掲示するステンレスプレートの刻字費用は、別途かかります。
- (3) 生活保護法による生活扶助を受給されている方は、使用料の10%の減額申請ができます。使用許可申請時に、合葬式墓地使用料減額申請書と生活扶助の受給を証明する書類を提出してください。
- (4) 一般墓地の返還に伴う焼骨の埋蔵については、納骨壇を使用せず、合葬室（地下）に直接埋蔵することができます。使用料等の詳細は別途お問合せください。

【埋蔵について】

- (1) 埋蔵できる焼骨の容器（骨壺）の条件
 - 1) 大きさ：幅×奥行×高さが、22cm×22cm×27cm以下のもの
 - 2) 材質：陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
 - 3) 外装：施していないこと
 - 4) ひび等の破損や汚損がある骨壺は納骨壇に埋蔵できません。新しい骨壺に変更してください。
- (2) 骨壺には、油性マジック等で消えないように焼骨の方のお名前を記入してください。
- (3) 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間は、納骨壇を返還することにより返還が可能ですが、使用許可後20年を過ぎ、合葬室に埋蔵された焼骨は返還できません。

【申請方法について】

◎以下の申請事項を決めてください。※使用許可後に変更はできません。

- (1) 埋蔵予定者（焼骨）
- (2) 納骨壇の種類（1体用または2体用）※1体用、2体用共に焼骨のみ。
- (3) 記名板使用の有無

◎申込に必要な書類

- (1) 本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で焼骨を所持している者が申込者の場合
 - 1) 合葬式墓地使用許可申請書
 - 2) 添付書類
 - ①申込者の住民票
 - ②埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証の写し
 - ③申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）
- (2) 生前に本市に2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を所持している者が申込者の場合
 - 1) 合葬式墓地使用許可申請書
 - 2) 添付書類
 - ①埋蔵されることとなる焼骨に係る死亡者の住民票の除票の写し等の生前の住所が確認できる書類
 - ②埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証の写し
 - ③申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）
- (3) 一般墓地の使用権承継を承継した者で一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持している者
 - 1) 合葬式墓地使用許可申請書
 - 2) 添付書類 別途お問合せください。

提出先	〒292-0838 木更津市潮浜3丁目1番地 クリーンセンター1階 木更津市役所 生活環境課
-----	---

◎合葬式墓地使用料の納付

使用許可内定時に使用料の納入通知書を送付します。使用料の納付が確認された方から順に、合葬式墓地使用許可証と埋蔵届（様式）を郵送します。

※使用料は金融機関（銀行）にて一括納入してください。分割払いはできかねますのでご注意ください。

※埋蔵をお急ぎの方は、納入通知書兼領収書を直接生活環境課へお持ちください。

【記名板について】

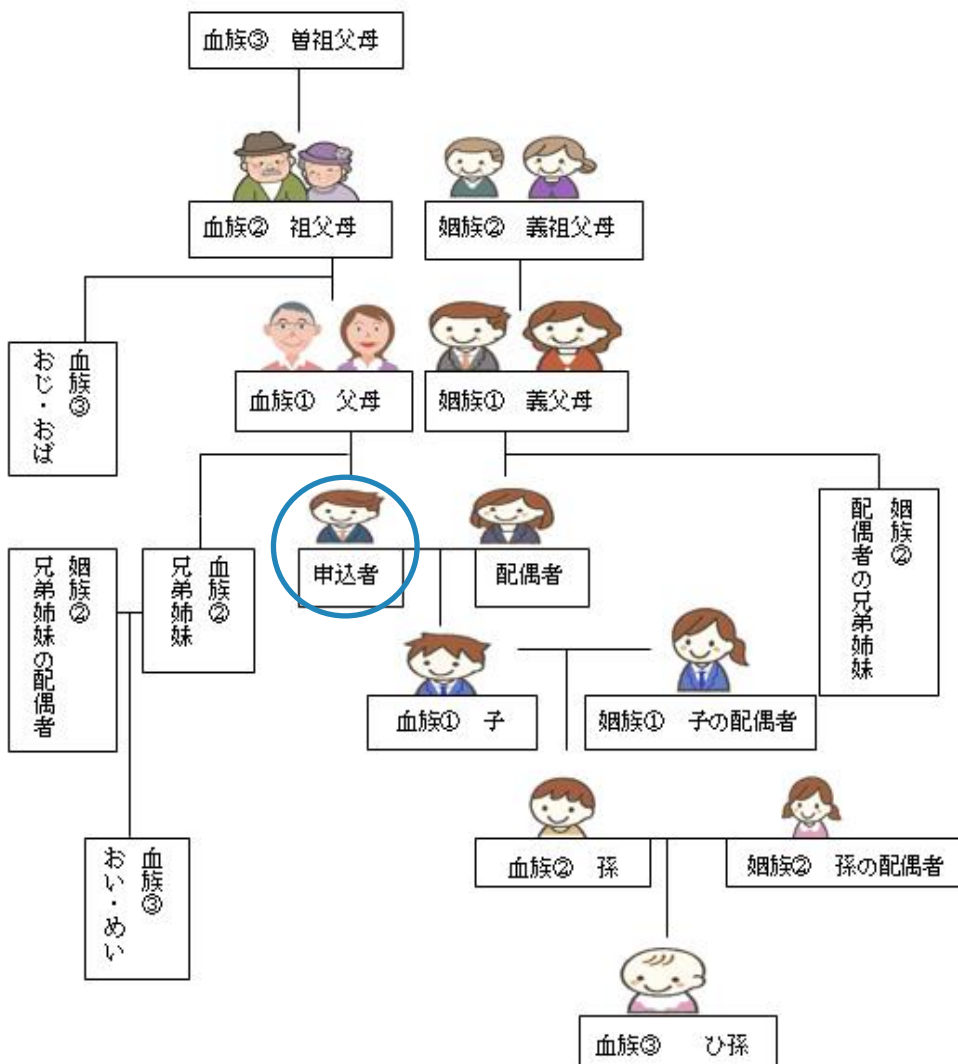
- (1) 記名板ありの方は使用許可決定後、埋蔵届を提出する際に、記名板に掲示するステンレスプレートをお渡しします。その際に木更津市内の名入れ（刻字）業者一覧をお渡ししますので、業者をお選びの際に参考にしてください。
- (2) ステンレスプレートに刻字できるのは、氏名・生年月日・死亡年月日のみです。（戒名不可）
- (2) 刻字したステンレスプレートは、埋蔵日に霊園管理事務所に提出してください。埋蔵日に間に合わない場合は、後日提出してください。

【「規則で定める関係」について】

「規則で定める関係」とは、以下のいずれかの関係にある方を意味します。

- (1) 配偶者
- (2) 3親等以内の血族(養父、養母または養子を含む)
- (3) 2親等以内の姻族

「3親等以内の血族・2親等以内の姻族」の範囲



手続きの流れ(申請～埋蔵)

①使用許可の申請

① 申請に必要な書類

3 ページに記載の「◎申込に必要な書類」を参照ください。

②内定通知

② 内定通知送付

申請から1週間程度で使用許可内定通知と墓地使用料納入通知書を送付します。お近くの金融機関（銀行）で一括納入してください。

③使用料の納付

③、④ 使用料を納付後、使用許可証を送付

金融機関にて納付後通常3週間程度で使用許可証、埋蔵届（様式）、利用案内を送付します。

④合葬式墓地 使用許可証の送付

⑤ 埋蔵届の提出には以下のものがが必要です。

- ・埋蔵届
- ・合葬式墓地使用許可証
- ・死体火葬許可証の原本、又は改葬許可証の原本

※記名板ありの方は埋蔵届提出の際にステンレスプレートをお渡しします。その際に木更津市内の名入れ（刻字）業者の一覧をお渡ししますので、業者をお選びの際は参考にしてください。

⑤埋蔵届の提出

埋蔵受付票
記名板プレートの受け渡し

⑥埋蔵

⑥ 埋蔵予約後、現地にて埋蔵

- ・受付票に記載のある霊園管理事務所へ電話で埋蔵の予約をしてください。
- ・埋蔵日にプレートの刻字が間に合わない場合は別日にプレートの掲示をすることができます。